

平成19年4月1日施行 令和2年7月1日一部改正

容器包装リサイクル法 排出抑制促進措置 小売業者対応マニュアル



令和2年7月1日から買物袋の有料化が開始しました!

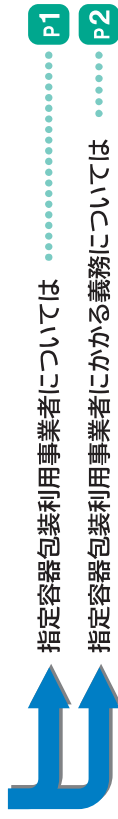
■平成19年4月1日に、指定される小売業に属する事業を行うもの(指定容器包装利用事業者)は、国が定める判断の基準となるべき事項に基づき、容器包装の使用の合理化のための取組を行うことが制度化されました。

■令和2年7月1日より、消費者のライフスタイルの変革を促すことを目的として、購入した商品を持ち運ぶために用いる、持ち手のついたプラスチック製買物袋(以下の対象外を除く)を有料化することとしました。

- 有料化の対象外となる買物袋**
- ・厚さが50マイクロメートル以上の買物袋
 - ・海洋生分解性プラスチックの配合率100%の買物袋
 - ・バイオマスプラスチックの配合率25%以上の買物袋

■指定容器包装利用事業者は、容器包装の使用原単位の低減に関する目標を定め、その目標を達成するための以下の取組を計画的に行うことが必要です。

- プラスチック製買物袋の有料化(必須)**
- ① プラスチック製買物袋以外の容器包装の有料化を実施(必須以外)
 - ② 消費者が容器包装を辞退した場合のポイント付与等の実施
 - ③ マイバッグ等の利用の促進
 - ④ 消費者への意思確認
 - ⑤ 薄肉化・軽量化された容器包装の使用
 - ⑥ 適切なサイズの容器包装の使用
 - ⑦ 商品の量り売り
 - ⑧ 簡易包装化の推進



■さらに、年間50トン以上の容器包装を用いた容器包装多量利用事業者は、事業所管省庁に、義務の実施状況を定期的に報告する必要があります。



指定容器包装利用事業者とは？

指定容器包装利用事業者とは、以下の小売業を営む事業者であり、これらの事業者は、容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための取組を行うことが必要です。

- 各種商品小売業
- 織物・衣服・身の回り品小売業
- 飲食料品小売業
- 自動車部分品・付属品小売業
- 家具・じゅうりょう器・機械器具小売業
- 医薬品・化粧品小売業
- 書籍・文房具小売業
- スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業
- たばこ・喫煙具専門小売業

注意!

主たる事業でなくともこれらの小売業に属する事業を行っている場合には、その事業について容器包装の使用の合理化の義務対象者となります。

- 主たる事業はホテル業であるが、ホテル内で各種商品小売業に属する事業を行っている場合
- 主たる事業は食品メーカーであるが、アンテナショップで飲食料点小売業に属する事業を行っている場合

指定容器包装利用事業者の義務とは？

(1) 目標の設定と容器包装の使用の合理化のための取組

指定容器包装利用事業者の義務は、容器包装の使用原単位*の低減に関する目標を定めること(=目標設定)と、これを達成するための取組を計画的に行うこと(=容器包装の使用の合理化)です。

*容器包装を用いる量を、売上高、店舗面積その他の当該容器包装を用いる量と密接な関係をもつ値で除して得た値



(2) その他

- 情報の提供**
店頭において、容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に資する情報を消費者に提示すること、事業者自らの取組内容を記載した冊子等を配付すること、容器包装に容器包装廃棄物の排出の抑制の重要性についての表示を付すこと等が求められます。
- 体制の整備等**
責任者の設置等を行うとともに、従業員に対し研修を行うこと等が求められます。
- 安全性等の配慮**
容器包装の安全性及び機能性等に配慮することが求められます。
- 容器包装の使用の合理化の実施状況等の把握**
容器包装を用いた量並びに実施した取組及びその効果を適切に把握することが求められます。
- 関係者との連携**
取組を効果的に行うために、国、関係地方公共団体、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮することが求められます。

定期報告の義務のある 容器包装多量利用事業者とは？

指定容器包装利用事業者のうち、当該年度の前年度において用いた容器包装(紙・段ボール・プラスチック製容器包装及びその他の容器包装の合計)の量が50トン以上である事業者が、容器包装多量利用事業者となります。

※ 容器包装多量利用事業者は、前年度に用いた容器包装の量及びその使用原単位等を算出し、毎年度、6月末日までに定期報告書にこれらの量を記入し、提出することが求められます。

【定期報告の提出方法】

提出方法	郵送その他指定の方法
提出時期	平成20年度以降、毎年度6月末日まで
提出先	事業所管省庁の長又はその地方支分部局の長 (例えば、経済産業省の場合には、各地方の経済産業局長となります。)

定期報告書の記入事項

容器包装多量利用事業者は以下の情報の報告が義務となります。

- 事業者概要**
事業者名、代表者氏名、所在地、業種、報告書作成責任者名
- 容器包装を用いた量** 第1表
 - プラスチック製容器包装
 - 紙製容器包装(段ボール製容器包装を除く)
 - 段ボール製容器包装
 - その他の容器包装
- 容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値** 第2表
例：売上高、店舗面積等
- 容器包装の使用原単位(前年度分)及びその対前年度比** 第3表
例：〇〇kg/円(売上高)、〇〇kg/m²(m²は店舗面積等)
- 容器包装の使用原単位の算出方法の設定に係る説明(変更する場合はその理由と変更後の算出方法の説明)** 第4表
- 過去5年度間の容器包装の使用原単位の変化状況** 第5表
- 容器包装の使用原単位を改善できなかった場合の理由** 第6表
- 判断の基準となるべき事項に基づき実施した取組** 第7表
前年度に実施した具体的取組及びその効果を報告
- その他の容器包装の使用の合理化のために実施した取組** 第8表

定期報告書の書き方

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4を用います。
- 文字は、かい書でインキ、タイプによる活字等により明確に記入して下さい。
- 報告書冒頭の※印を付した欄には記入しないで下さい。

表紙

- 「業種」の欄には、各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、自動車部分品・付属品小売業、家具・じゅう器・機械器具小売業、医薬品・化粧品小売業、書籍・文具小売業、スポーツ用品・かん具・娯楽用品・楽器小売業及びたばこ・喫煙具専門小売業のうち、該当するものを記入します。
- 「作成責任者名」の欄には、本報告書の作成を担当した者の所属部署及び氏名を記入します。

別記様式(第7条の6関係)	※変理年月日
定期報告書	
各地方の経済産業局長 〇〇〇〇局長 殿	毎年6月末日までに 提出
令和4年5月1日	
住所 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇	
氏名 小売 一郎	

事業者名	(株)〇〇ストア
事業者の代表者の氏名	小売 一郎
事業者の所在地	東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 電話(03-〇〇〇〇-〇〇〇〇)
業種	〇〇小売業
当該事業者が営む当該業種に属する事業に加盟する者の有無	有
作成責任者名	環境部総務課 グループリーダー 小売 二郎

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の6の規定に基づき、次のとおり報告します。

加盟者の有無を記載

第 1 表

- 前年度に用いた容器包装の量を素材区分別に記入します。

素材区分	重量[kg]
主としてプラスチック製の容器包装	① 30,000
うち、プラスチック製の買物袋	① 28,000
うち、厚手のプラスチック製の買物袋	① 1,000
うち、海洋生分解性プラスチック製の買物袋	① 0
うち、バイオマスプラスチック製の買物袋	① 0
主として紙製の容器包装(主として段ボール製の容器包装を除く。以下同じ。)	① 30,000
うち、紙製の袋	① 20,000
主として段ボール製の容器包装	① 5,000
その他の容器包装	① 0
合計	65,000
対前年度比(%)	95.2

有料化の対象外となる買物袋を示す。

小売業の代表的用途である買物袋等の「袋」としての使用量を記入

第 2 表

- 容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値として表中に掲げる「売上高」、「店舗面積」又は「その他の当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値」のいずれかについて数値を記入します。

令和 3 年度	対前年度比(%)
売上高[円]	② -
店舗面積[m ²]	② -
その他の当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値 店舗来客数及び宅配サービス顧客数[人]	② 1,000,000 99.8

業態に照らし、いずれかに記入

前年度との比率を記入

第 3 表

- 容器包装の使用原単位の算出に当たって第 2 表中のどの値を用いるかは、原則として事業者自らが選ぶものとします。

令和 3 年度	対前年度比(%)
主としてプラスチック製の容器包装	0.030 103.4
うち、プラスチック製の買物袋	0.028 103.7
うち、厚手のプラスチック製の買物袋	0.001 103.4
うち、海洋生分解性プラスチック製の買物袋	0 -
うち、バイオマスプラスチック製の買物袋	0 -
主として紙製の容器包装	0.030 93.8
うち、紙製の袋	0.020 100
主として段ボール製の容器包装	0.005 100
その他の容器包装	0 -

第 2 表で記入したいずれかの値を用い、原単位を計算。第 4 表で計算方法の説明を付す。

前年度との比率を記入

第 4 表

- 素材区分毎の容器包装の使用原単位の算出方法の設定については、第 4 表に説明を記入します。また算出方法の設定を変更した場合は、以下のいずれかとし、同表に理由を示します。
- 前年度の容器包装の使用原単位も今年度と同じ方法で算出して対前年度比を求める。
- 今年度の容器包装の使用原単位を前年度と同じ方法でも算出し、今年度の容器包装の使用原単位の対前年度比を算出し、対前年度比は括弧内の数値と前年度の数値との比として求める。

当社では、店舗における〇〇販売と一部宅配サービスを行っている。容器包装の使用量のうち、これらの顧客に対して提供するレジ袋、紙製の袋及び包装紙、段ボール包装が大部分を占めるため、顧客数が最も容器包装の使用量と密接な関係をもっている。以上を踏まえ、店舗への来店客数及び宅配サービス顧客数の和の前年度実績を分母として原単位を算出した。
--

第 5 表

- 容器包装の使用原単位の設定方法を変更した場合は、以下のいずれかとなります。
- 過去の容器包装の使用原単位も今年度と同じ方法で算出して対前年度比を求める。
- 算出方法を変更する毎に記入する行を改行して記入する。変更した年度の容器包装の使用原単位を前年度と同じ方法でも算出し、その年度の容器包装の使用原単位の上(以前の算出方法での容器包装の使用原単位を記入した行の右端)に括弧書きで示し、対前年度比は括弧内の数値と前年度の数値の比として求める。
- 「15年度間平均原単位変化」の欄には、過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の4乗根となる値を記入します。算出方法は、以下のとおりです。
5年度間平均原単位変化(%) = $(A \times B \times C \times D)^{1/4}$ (%)

原単位	H29年度	R1年度	R2年度	R3年度	5年度間平均原単位変化
主としてプラスチック製の容器包装	0.038	0.035	0.033	0.029	0.030
うち、プラスチック製の買物袋	A 92.1	B 94.3	C 87.9	D 103.4	94.26
うち、厚手のプラスチック製の買物袋	0.032	0.030	0.027	0.028	96.72
うち、厚手のプラスチック製の買物袋	A 93.8	B 100	C 90.0	D 103.7	96.72
うち、海洋生分解性プラスチック製の買物袋	-	-	0.001	0.001	-
うち、海洋生分解性プラスチック製の買物袋	A	B	C	D 103.4	-
うち、バイオマスプラスチック製の買物袋	-	-	-	0	-
うち、バイオマスプラスチック製の買物袋	A	B	C	D	-
主として紙製の容器包装	0.035	0.035	0.033	0.032	0.030
うち、紙製の袋	A 100	B 94.3	C 97.0	D 93.8	96.22
主として段ボール製の容器包装	0.025	0.023	0.024	0.020	0.020
うち、紙製の袋	A 92.0	B 104.3	C 83.3	D 100	94.57
主として段ボール製の容器包装	0.007	0.008	0.006	0.005	0.005
その他の容器包装	A 114.3	B 75.0	C 83.3	D 100	91.93
その他の容器包装	A	B	C	D	-

$(A \times B \times C \times D)^{1/4}$ から5年度間の平均原単位変化の割合を算出し記入

第6表

- 過去5年間で容器包装の使用原単位が改善できなかった場合(イ)、又は容器包装の使用原単位が前年度に比べ改善できなかった場合(ロ)、その理由を記入します。
- (ロ)の理由が(イ)と同じ場合には「(イ)と同じ」と記入してもよいものとします。

第6表 過去5年間で容器包装の使用原単位が改善できなかった場合(イ)、又は容器包装の使用原単位が前年度に比べ改善できなかった場合(ロ)、その理由	
(イ)の理由	
	・(過去5年間で容器包装の使用原単位が改善できなかった理由について)
	容器使用量の少ないまゝ売りから、容器使用量の多いハイバック販売に変更したため。
(ロ)の理由	
	・(バイオマスプラスチック製買物袋の原単位が改善できなかった理由について)
	バイオマスプラスチックに切り替えたため。

第7表

- 選択項目がある欄については、該当するものにV印又は■印を付し、それぞれの具体的内容及びその効果を記入します。
- フランチャイズチェーンの事業を行う者のように、当該事業に加盟する者の容器包装を用いた量を把握し、加盟する者と連携して取組を行っている場合においては、各表に記入するほか、「関係者との連携」の欄に、当該事業全体における容器包装を用いた量の合計並びに容器包装の使用の合理化のために実施した取組及びその効果を記入します。

第7表 判断の基準となるべき事項に基づき実施した取組							
対象項目	具体的内容						
目標の設定	<p>「2026年度までに容器包装の使用量を原単位ベースで20%削減する(2021年度比)」という目標を立て、公表した。</p>						
容器包装の使用の合理化	<p>判断基準の各条に基づき実施した取組について、具体的に記入。判断基準のいずれの条にも基づいてはいないが、容器包装の使用の合理化のために実施した取組については第8表に記入。</p> <table border="1"> <tr> <td>消費者によるプラスチック製の買物袋の排出の抑制を促進すること</td> <td> <input checked="" type="checkbox"/> プラスチック製の買物袋の有償による提供 (具体的内容) 消費者へプラスチック製の買物袋を有償で提供している。 </td> </tr> <tr> <td>消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進すること</td> <td> <input type="checkbox"/> 容器包装(プラスチック製の買物袋を除く。)の有償による提供 <input checked="" type="checkbox"/> 景品等の提供 <input type="checkbox"/> 繰り返し使用が可能な買物袋等の提供 <input type="checkbox"/> 容器包装の使用についての消費者の意思の確認 <input type="checkbox"/> その他 (具体的内容) マイバッグ、マイバスケット等を持参のお客様へポイントを提供し、10ポイントで1円の割引サービスを提供した。 </td> </tr> <tr> <td>自らの容器包装の過剰な使用を抑制すること</td> <td> <input type="checkbox"/> 適量化又は軽量化された容器包装の使用 <input type="checkbox"/> 適切な寸法の容器包装の使用 <input type="checkbox"/> 商品の重り売り <input type="checkbox"/> 簡易包装の推進 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (具体的内容) 宅配サービスに用いる段ボール箱について、商品ごとに必要性を見直し、可能な商品に関しては箱の構造の簡素化を行った。 </td> </tr> </table>	消費者によるプラスチック製の買物袋の排出の抑制を促進すること	<input checked="" type="checkbox"/> プラスチック製の買物袋の有償による提供 (具体的内容) 消費者へプラスチック製の買物袋を有償で提供している。	消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進すること	<input type="checkbox"/> 容器包装(プラスチック製の買物袋を除く。)の有償による提供 <input checked="" type="checkbox"/> 景品等の提供 <input type="checkbox"/> 繰り返し使用が可能な買物袋等の提供 <input type="checkbox"/> 容器包装の使用についての消費者の意思の確認 <input type="checkbox"/> その他 (具体的内容) マイバッグ、マイバスケット等を持参のお客様へポイントを提供し、10ポイントで1円の割引サービスを提供した。	自らの容器包装の過剰な使用を抑制すること	<input type="checkbox"/> 適量化又は軽量化された容器包装の使用 <input type="checkbox"/> 適切な寸法の容器包装の使用 <input type="checkbox"/> 商品の重り売り <input type="checkbox"/> 簡易包装の推進 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (具体的内容) 宅配サービスに用いる段ボール箱について、商品ごとに必要性を見直し、可能な商品に関しては箱の構造の簡素化を行った。
消費者によるプラスチック製の買物袋の排出の抑制を促進すること	<input checked="" type="checkbox"/> プラスチック製の買物袋の有償による提供 (具体的内容) 消費者へプラスチック製の買物袋を有償で提供している。						
消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進すること	<input type="checkbox"/> 容器包装(プラスチック製の買物袋を除く。)の有償による提供 <input checked="" type="checkbox"/> 景品等の提供 <input type="checkbox"/> 繰り返し使用が可能な買物袋等の提供 <input type="checkbox"/> 容器包装の使用についての消費者の意思の確認 <input type="checkbox"/> その他 (具体的内容) マイバッグ、マイバスケット等を持参のお客様へポイントを提供し、10ポイントで1円の割引サービスを提供した。						
自らの容器包装の過剰な使用を抑制すること	<input type="checkbox"/> 適量化又は軽量化された容器包装の使用 <input type="checkbox"/> 適切な寸法の容器包装の使用 <input type="checkbox"/> 商品の重り売り <input type="checkbox"/> 簡易包装の推進 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (具体的内容) 宅配サービスに用いる段ボール箱について、商品ごとに必要性を見直し、可能な商品に関しては箱の構造の簡素化を行った。						

情報の提供	<input checked="" type="checkbox"/> 店頭における掲示 <input type="checkbox"/> 自らの取組の内容を記載した冊子等の配布 <input type="checkbox"/> 容器包装への表示 <input type="checkbox"/> その他 店頭において、レジ袋有料化実施中のポスターを掲示した。
体制の整備等	(具体的内容) ・資材調達部から「レジ袋削減担当者」を運出し、店舗において年間2回の講習会を行った。
安全基準の配慮	(具体的内容) 段ボール箱の簡素化に当たっては、郵送中の衝撃等により中身商品に破損等のおそれがないよう、サンプルテストを行った。
容器包装の使用の合理化の実施状況等の把握	(具体的内容) レジ袋の削減状況については、四半期毎に結果をまとめ社内会議で報告、次期の容器包装使用合理化のための取組を検討する材料とした。
関係者との連携	(具体的内容) 消費者団体と連携し、プラスチックごみ削減に係る消費者への意識調査を実施し、より一層の容器包装廃棄物の排出抑制への取組みの検討に役立った。

例えば、行政や協会等団体や他事業者などの外部機関との連携

- その他の容器包装の使用の合理化のために実施した取組について記入します。

措置の概要

容器包装多量利用事業者が義務を怠ると罰則規定が適用されます。

- ・容器包装多量利用事業者による容器包装廃棄物の排出抑制の促進の状況が判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認められる場合、国による「報告」、「公表」、「命令」、「罰則」(50万円以下の罰金)が適用されます。
- ・容器包装多量利用事業者が、以下のいずれかに該当する場合、20万円以下の罰金が科せられます。

- ① 定期報告書を提出しなかったり、虚偽の報告をした場合
- ② 帳簿の記載をしなかったり、虚偽の記載をしたり、帳簿を保存しない場合
- ③ 主務大臣から業務の報告を求められたときに、報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合
- ④ 主務大臣から立入検査を求められたときに、これを拒んだり妨げたりした場合

帳簿の記載例(容器包装多量利用者用)

●容器包装多量利用者には、帳簿を記載し、保存する義務もあります。

容器包装/サイクル法 事業者情報	帳簿記載例(容器包装多量利用者用) 作成年月日: _____年 ____月 ____日 事業者の氏名 事業者の所在地 業種 (該当する業種に全て印を付ける) <input type="checkbox"/> 各種商品小売業 <input type="checkbox"/> 織物・衣服・身の回り品小売業 <input type="checkbox"/> 飲食料品小売業 <input type="checkbox"/> 自動車部分品・附属品小売業 <input type="checkbox"/> 家具・じゅう器・機械器具小売業 <input type="checkbox"/> 医薬品・化粧品小売業 <input type="checkbox"/> 書籍・文具小売業 <input type="checkbox"/> スポーツ用品・かん具・喫煙具専門小売業 <input type="checkbox"/> たばこ・喫煙具専門小売業 当該事業者が営む当該業種に属する事業に加盟する者の有無 作成責任者名
---------------------	---

素材区分	重量[kg]
主としてプラスチック製の容器包装	①
うち、プラスチック製の買物袋	①
うち、厚手のプラスチック製の買物袋	①
うち、海洋生分解性プラスチック製の買物袋	①
うち、バイオマスプラスチック製の買物袋	①
主として紙製の容器包装(主として段ボール製の容器包装を除く。以下同じ。)	①
うち、紙製の袋	①
主として段ボール製の容器包装	①
その他の容器包装	①
合計	
対前年度比(%)	

売上高[m]	対前年度比(%)
②	
②	
②	
その他の当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値	[]

容器包装の使用原単位(①を②で除して得た値)		年度	年度	年度	年度	年度	5年毎期間平均原単位(※)
素材区分	年度						
主としてプラスチック製の容器包装							
うち、プラスチック製の買物袋							
うち、厚手のプラスチック製の買物袋							
うち、海洋生分解性プラスチック製の買物袋							
うち、バイオマスプラスチック製の買物袋							
主として紙製の容器包装(主として段ボール製の容器包装を除く。以下同じ。)							
うち、紙製の袋							
主として段ボール製の容器包装							
その他の容器包装							

過去5年間の容器包装の使用原単位の状況		年度	年度	年度	年度	年度	5年毎期間平均原単位(※)
主としてプラスチック製の容器包装	原単位 対前年度比(%)	A	B	C	D		
うち、プラスチック製の買物袋	原単位 対前年度比(%)	A	B	C	D		
うち、厚手のプラスチック製の買物袋	原単位 対前年度比(%)	A	B	C	D		
うち、海洋生分解性プラスチック製の買物袋	原単位 対前年度比(%)	A	B	C	D		
うち、バイオマスプラスチック製の買物袋	原単位 対前年度比(%)	A	B	C	D		
主として紙製の容器包装	原単位 対前年度比(%)	A	B	C	D		
うち、紙製の袋	原単位 対前年度比(%)	A	B	C	D		
主として段ボール製の容器包装	原単位 対前年度比(%)	A	B	C	D		
その他の容器包装	原単位 対前年度比(%)	A	B	C	D		

※素材毎の容器包装の使用原単位の算出方法は、設問に係る説明、及び容器包装の使用原単位の設定方法を要した理由

過半数使用前で容器包装の使用原単位が改善できなかった場合の理由

容器包装の使用原単位が前年度に比べ改善できなかった場合の理由

判断の基準となるべき事項に基づき実施した取組（※効果も記載）

対象項目	具体的内容
目標の設定	<input type="checkbox"/> 消費者によるプラスチック製の買物袋の削減による提供 <input type="checkbox"/> プラスチック製の買物袋の削減による提供 <input type="checkbox"/> 容器包装(プラスチック製の買物袋を除く。)の有償による提供 <input type="checkbox"/> 食品等の提供 <input type="checkbox"/> 繰り返し使用が可能な買物袋等の提供 <input type="checkbox"/> 容器包装の使用についての消費者の意思の確認 <input type="checkbox"/> その他
容器包装の使用の合理化	<input type="checkbox"/> 薄肉化又は軽量化された容器包装の使用 <input type="checkbox"/> 適切な寸法の容器包装の使用 <input type="checkbox"/> 商品の重り売り <input type="checkbox"/> 簡易包装化の推進 <input type="checkbox"/> その他
情報の提供	<input type="checkbox"/> 店頭における掲示 <input type="checkbox"/> 自らの取組の内容を記載した冊子等の配布 <input type="checkbox"/> 容器包装への表示 <input type="checkbox"/> その他
体制の整備等	
安全性等の配慮	
容器包装の使用の合理化の進捗状況等の把握	
関係者との連携	

その他の容器包装の使用の合理化のために実施した取組

容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組んだ措置の実施の状況 その他 容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の状況に関する事項

参 考 情 報

◆ 容器包装リサイクル法の紹介及び当マニュアル・定期報告様式のダウンロード

https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/04/your_i_haisyutuyokusei.html

経産省 容器包装 定期報告

検索

▼お問い合わせ先

経済産業省	住所	TEL
●北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1	011-709-1754(直通)
●東北経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1	022-221-4930(直通)
●関東経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1	048-600-0291(直通)
●中部経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2768(直通)
●近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44	06-6966-6018(直通)
●中国経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30	082-224-5676(直通)
●四国経済産業局 資源エネルギー環境部 資源エネルギー環境課	〒760-8512 高松市サンポート3-33	087-811-8532(直通)
●九州経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-482-5472(直通)
●内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 環境資源課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1	098-866-1757(直通)
●経済産業省 産業技術環境局 資源循環経済課	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-4978(直通)

指定法人	住所	TEL
(公財)日本容器包装リサイクル協会	〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル2階	コールセンター 03-5251-4870 ●ホームページ http://www.jcpra.or.jp/

経 済 産 業 省